

発展を目指す企業家のための経営指南役

No. 787

平成26年11月4日(火曜日)

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
東京本社)東京都千代田区丸の内2-4-1 丸ビル10F
Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

経 営

全日空 ハーバード大の必修教材に 「2番手企業の逆転物語」がお手本

日航と全日空の1位と2位が逆転しそうだ。日航の会社更生法後の純利益を比較すると、2012年は日航の1716億円に対して全日空は431億円と大差がついている。しかし日航は5215億円もの債権放棄で無借金となり、さらに9年間もの間4000億円の法人税減免という「優遇策」までついている。全日空には「競争の土俵が全く違い、勝負にならない」としながらも、「公的支援を受けながら経営再建した」管理下企業と違い「自力で破綻せずに頑張った」という自負がある。

全日空の国際線は1986年の初就航から赤字続きだったが、04年度に黒字化し今年5月輸送実績で初めて日航を上回った。続いて国交省は羽田空港の国際線発着枠を全日空に11枠(日航5枠)と増やし、経営努力にご褒美を贈った。

羽田の国際線は1便につき年間10億円もの利益を出すドル箱だから日航は面目を失った。

さらに米・ハーバード大学から朗報が届く。全日空を中心とするANAホールディングスの国際戦略が、米ハーバード大経営大学院(ビジネススクール)の必修科目の教材に採用されると読売新聞が伝えた。日航が国を代表する航空会社の地位を長年占める中、発想の転換と環境変化への対応で逆転した2番手企業の物語として、市場調査(マーケティング)の授業で使われるという。全日空の翼にナショナルフラッグ(国を代表する飛行機)の旗が輝く日も近い!?

税務会計

通勤手当の非課税限度額を上げ マイカー等のもの、10月20日施行

役員や使用人に通常の給与に加算して支給する通勤手当や通勤定期券などは、一定の限度額まで非課税となっている。マイカーなどで通勤している人の非課税となる1ヵ月当たりの限度額は、片道の通勤距離(通勤経路に沿った長さ)に応じて、段階的に定められているが、政府は、通勤手当の非課税限度額を見直すための所得税法施行令の一部改正する政令を官報に掲載した。

見直しでは、支給する通勤手当(1ヵ月あたり)の非課税限度額を引き上げる。具体的には、片道の通勤距離が「10キロメートル未満」は4200円(改正前4100円)、「10キロメートル以上15キロメートル未満」は7100円(同6500円)、「15キロメートル以上25キロメートル未満」は1万2900円(同1万1300円)、「25キロメートル以上35キロメートル未満」は1万8700円(同1万6100円)、「35キロメートル以上45キロメートル未満」は2万4400円(同2万900円)に、それぞれ引き上げられる。

それとともに、45キロメートル以上は2万4500円とされていたものを、(1)「45キロメートル以上55キロメートル未満」は2万8000円、(2)「55キロメートル以上」は3万1600円とする距離基準が新たに設けられている。

この政令は、2014年10月20日から施行され、改正後の所得税法施行令20条の2(非課税とされる通勤手当)の規定は、2014年4月1日以後に支給される通勤手当(新通勤手当)について適用される。

今週のキーワード

ハーバード大 教材

教材は、世界規模で集めた企業の経営戦略の中から採用するため、評価が高く、各国の主な経営大学院で使われることも多い。経営戦略のお手本となり、世界の有力企業の幹部らに影響を与える。全日空の成功理由に、他国の航空会社との連携を重視した点を指摘。アジアと米国の往来が増える中、成田航空経由の乗継客を取り込んだ。日航が単独経営にこだわったのとは対照的と読売は伝えている。

※配信先の変更、配信停止のご希望はお手数ですが Tel.03-3216-2004 または info@knowsi-land.jp までご連絡ください。